

所得税などの確定申告

確定申告には、ご自身のスマートフォンやパソコンを使ったe-Taxが便利です。詳しくは、右の2次元コードからご覧ください。



確定申告書等作成コーナー

確定申告が必要な方

- ▼年金収入が400万円超、または年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超える方
- ▼営業等・農業・不動産などの所得合計が所得控除を超える方
- ▼給与所得者で次のいずれかに該当する方
 - ・給与収入が2千万円を超える
 - ・勤務先で年末調整をしていない
 - ・2カ所以上から給与を受けている
 - ・給与以外の所得が20万円を超える
 - ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている

※確定申告の義務がない方でも、確定申告をすることで所得税などが還付される場合があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告会場・日程など

会場では、ご自身のスマートフォンで確定申告書を作成していただきます。

日 2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は実施) 午前9時～午後4時

場 イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

※2月16日から3月15日までは、越谷税務署での申告相談は行いません。

入場整理券(当日券)

配布時間：午前8時30分～(なくなり次第終了)

配布場所：1階E入口(午前10時以降は3階イオンホール付近「翼の広場」)

▼入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前発行もできます。

▼配布終了後は、当日の相談はできません。



国税庁LINE公式アカウント

イオンレイクタウン会場でのみ受け付け可能な申告内容

- ▼所得税などの住宅借入金等特別控除の申告
- ▼株・土地・建物などの譲渡所得の申告
- ▼営業等・農業・不動産所得で、収支内訳書ができていない方の申告
- ▼雑損、寄附金控除(ふるさと納税は除く)などの申告
- ▼利子所得、配当所得、損失、準確定申告などの申告

幼児教育・保育の無償化の手続き

4月から新たに下表の施設を利用し、無償化の対象となる方は、手続きをお願いします。申請書などは、各担当課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

	認可外保育施設など		障がい児通所支援		幼稚園(従来型・新制度)	
	認可外保育施設、認定こども園、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど		児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など		通常の教育時間を利用する場合	通常の教育時間に加え、預かり保育を利用する場合
受付日時	2月13日(火)～29日(木)		随時(予約制)		各私立幼稚園によって異なります。直接、入園を希望する園へお問い合わせください。	
受付場所	保育課(2階)		障がい福祉課(1階)			
提出書類	申請書、必要書類(保育を必要とする事由が確認できる勤務証明書などの書類)		詳しくは、お問い合わせください。		詳しくは、各私立幼稚園へお問い合わせください。	
0～2歳	対象	市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども、生活保護受給世帯の子ども			
	利用料	月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償			
3～5歳	対象	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども		該当するすべての子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども
	利用料	月額上限37,000円まで無償	自己負担分が無償		【従来型】通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	【新制度】自己負担分が無償 左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償(ただし、1日あたり上限額450円×利用日数と比べて低い方を支給)
問い合わせ	保育課 ☎ 314		障がい福祉課 ☎ 428		教育総務課 ☎ 377	

7月1日から下水道使用料を改定します

汚水の処理費用は下水道使用料により賄われていますが、現行の使用料水準では毎年度収支に不足が生じています。安定的かつ持続的な運営を行うため、平成28年7月1日以降8年ぶりに、下水道使用料の改定をします。

下水道を使用する皆さんにご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 下水道課 ☎ 345

改定内容

- ・一般汚水では、使用料を約10パーセント引き上げます。
- ・6月以前からの継続使用者は、8月検針分の使用料(6月・7月使用分)のうち、7月使用分の使用料から適用します。7月以降の新規使用者は、改定後の料金を適用します。

※水道料金は変更しません。

使用料の算定基準(1カ月あたり、消費税抜き)

種類	区分	現行	改定後	差額	
一般汚水	基本料金	8㎡以下の分	750円	825円	75円
	超過料金 1㎡につき	8㎡を超え 10㎡以下の分	55円	61円	6円
		10㎡を超え 20㎡以下の分	94円	103円	9円
		20㎡を超え 30㎡以下の分	96円	106円	10円
		30㎡を超え 50㎡以下の分	99円	109円	10円

※一般汚水の使用料は、基本料金と超過料金との合計額になります。
※50立方メートルを超えるもの・大口汚水・公衆浴場汚水について詳しくは、市ホームページをご覧ください。